

鹿児島県中学校国語教育研究会規約

第1条 本会は、鹿児島県中学校国語教育研究会と称する。

第2条 本会は、本件の中学校教育に従事する者の中で、本会の目的に賛同する者をもって構成し、各地区に支部を置く。

第3条 本会は、国語教育に関する研究を行い、あわせて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第4条 本会はその目的を達成するために、次の活動をする。

- 1 国語教育に関する講演会、研究会の開催。
- 2 国語教育に関する調査及び研究。
- 3 機関誌その他の発行。
- 4 国語的環境への努力。
- 5 その他必要なことがら。

第5条 本会に次の役員を置く。

会長1名、副会長2名、事務局長1名、書記会計2名、事務局員若干名、監事（会計監査）2名、代議員（各支部に若干名）、専門委員（集会広報・研究・編集・補助教材等検討・実力錬成問題作成）若干名、顧問若干名

第6条 本会の役員の任務は、次のように定める。

- ・会長は、本会を代表し、会務をつかさどる。
- ・副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、その代理をする。
- ・事務局長、書記会計、事務局員は、本会の事務をつかさどる。
- ・代議員は、本会の企画について審議し、各支部の運営にあたる。
- ・運営委員は、会務の運営にあたる。
- ・専門委員は、それぞれの会務を遂行する。

第7条 本会の役員の任期は1か年とする、ただし、再選しても差し支えない。

第8条 本会の会長・副会長・監事は、代議員会において選出する。
事務局長・書記会計・事務局員・専門委員は、会長の委嘱による。

第9条 本会は、次の会をもつ。

- 1 総会
年1回開催する。ただし、総会を開催できないときは代議員会をもって代えることができる。
- 2 代議員会
代議員会は、会長・副会長・各地区代議員・事務局長・書記会計・事務局員・専門委員長・専門副委員長・顧問をもって構成し、会長が招集する。
- 3 運営委員会
運営委員会は、会長・副会長・事務局長・書記会計・事務局員・専門委員長・専門副委員長をもって構成し、会長が招集する。
- 4 専門委員会
専門委員会は、専門委員をもって構成し、専門委員長が招集する。

第10条 本会の経費は、会費、補助金（交付金）、その他の収入をもってこれにあてる。

第11条 本会の会費は、総会において決定する。

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第13条 本会の規約の変更は、総会の議決を経なければならない。

附則 本会の運営に必要な場合、細則を定めることができる。

附則 平成10年6月20日	一部改正、	附則 平成11年6月19日	一部改正
附則 平成23年6月11日	一部改正、	附則 平成24年6月9日	一部改正
附則 平成26年6月7日	一部改正、	附則 平成30年6月16日	一部改正